平成 31 年 1 月から大人の風しんワクチン対象者等を拡大します

風しんは、風しんウイルスが原因で、飛沫感染や接触感染でうつる病気です。妊娠している方が感染すると「先天性風しん症候群」を起こし、生まれてくる子どもに影響があると言われています。妊娠してからでは、風しんの予防接種が受けられませんので、妊娠を考えている方や、周りに妊婦の方がいる場合には、予防接種で感染を防ぐことが効果的です。伯耆町では平成 31 年 1 月から妊婦さんと生まれてくる子どもを風しんから守るために、風しんワクチン予防接種の対象者等を拡大します。

1．助成対象予防接種ワクチン

ワクチン名	対象者	助成額
麻しん・風しん混合ワクチン 風しんワクチン	**伯耆町民の方で** ① 妊娠を希望する女性のうち、風しん抗体価の低い方　※1） ② 妊婦の配偶者（内縁を含む） ③ 妊婦の同居者（平成 31 年 1 月 1 日以降） ④ 妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い方）の同居者（風しん抗体価の低い方）（平成 31 年 1 月 1 日以降）※1）	8,000 円 ただし、接種金額が 8,000 円未満の場合は、その金額が助成額となります。（平成 31 年 1 月 1 日以降）

※1）風しん抗体価検査

①医療機関又は保健所にて無料で受けられます。この証明を受けていないと、予防接種費用の助成はできません。

※　生活保護受給者は、いずれのワクチンも接種費用の全額を助成します。

※　いずれのワクチンも平成３１年1月１日から平成３１年３月 31 日までに接種したものが対象となり、医療機関の指定はありません。なお、平成 30 年 12 月 31 日までの接種対象等は従前のとおりです。

【助成方法】

下記の償還払のみの助成となります。

医療機関では、接種費用の全額を支払っていただき、お手数ですが下記の手続きをお願いします。

【償還払手続方法】

申請方法　　窓口申請　　本庁舎　　健康対策課　健康増進室

分庁舎　　分庁総合窓口課

郵送　　郵送の場合は伯耆町ホームページをご覧になり、申請してください。

窓口申請に必要なもの

① 風しんワクチン接種費緊急助成事業接種済証兼領収証（医療機関で発行します）または医療機関発行の領収証（ワクチンのメーカー、ロット番号が分かるもの）

② 母子健康手帳（妊婦の配偶者及び同居者の場合）

③ 抗体価検査の結果が分かるもの（妊婦の配偶者及び同居者は不要）

④ 口座のわかるもの（通帳等）

⑤ 認印（シャチハタは不可）

【申請期限】　平成３１年３月 31 日まで

（平成３１年３月末に接種したものについては平成３１年４月 10 日までに申請をしてください）

【注意事項】

・任意予防接種は予防接種法により接種が義務付けられていませんので、接種を受けられる際は、予防接種の効果と副反応をよくご理解いただいたうえで接種を受けてください。

問合せ先：伯耆町役場　健康対策課　健康増進室　６８－５５３６